

拉致事件としての「慰安婦」問題

—「強制連行」問題から撤退した朝日新聞—

上杉 聰

日本の戦争責任資料センター事務局長

はじめに

二〇一四年八月五日、六日に朝日新聞が、吉田清治証言は「虚偽」であったと、自らの過去の記事を取り消す見解を発表して以来、多くのマスコミが声を合わせ、嬉しそうにはやし立てる姿とは、いったい何なのだろうか？ おそらく、原発問題、さらには集団的自衛件をめぐり、時の政権に対して批判を繰り返してきた同紙を、この機会に追い詰めておきたい、という大合唱なのであろう。

ただこの小論は、日本軍「慰安婦」問題に絞り、右の朝日新聞の特集への批判を行うものである。朝日新聞は「慰安婦」問題への真剣な取り組みから逃亡しようとしたため、今回の結末を自ら招いたこと、その上で、現状を克服する視野は、拉致問題と「慰安婦」問題を合わせて考えるとき、獲得できるのではないか、という提起である。

「すでに終わった吉田清治証言」が今なぜ問題に？

八月五・六日の朝日新聞の「慰安婦」特集記事について、その取材開始直後から私も協力を求められた。知り合いの朝日大阪本社の若手記者と、もう一人わざわざ東京から、やはり若い記者がやってきて、「吉田証言を高く評価してきた私たち朝日の検証記事を書きたい」と述べた。吉田証言とは、一九七七年に刊行された吉田清治著『朝鮮人慰安婦と日本人』、および一九八三年の同氏『私の戦争犯罪—朝鮮人強制連行』（いずれも三一書房）などで展開された彼の加害証言のことであり、電話では、たしか紙面八ページに及ぶ大特集記事になる、と言われた記憶がある（実際は四ページ余りとなった）。

ただ私は、協力を要請されても、朝日新聞の意図がわからず、次のように疑問を投げかけた。「吉田清治証言はすでに検証が終わった問題です。これを歴史証言として使うことはできません。それが今なぜ問題になるのですか」と。そして、私が書いた次のような文章を、当日あいにく手元になかったため、後日手渡した（括弧内とゴチック体は私の追記。以下同じ）。それは秦郁彦氏が、一九九二年三月に吉田証言の舞台となった済州島を訪れて書いた検証記事（『正論』一九九二年六月）に触れたものである。

要は証言も含め、資料批判が必要だということなのです。秦氏の論拠だけで吉田氏の証言を嘘と断定することはできません。ただ、吉田氏は、これらの批判に反論していないのも事実です。私は、吉見義明・中央大学教授と共に（一九九三年、吉田氏に）直接お会いして反論を勧めたことがありますが、態度は変わりませんでした。その場で、私たちが様々な質問をしたところ、証言に決定的な矛盾は見当たりませんでした。ただし、

時と場所が異なる事件を、出版社の要請に応じて一つにまとめたことを話してくれました。

したがって、吉田証言は根拠のない嘘とは言えないまでも、「時と場所」という、歴史にとってもっとも重要な要素が欠落したものとして、証言としては採用できないというのが私の結論ですし、吉見教授も同意見と思われます。国連人権委員会のクマラスワミ特別報告者に対して吉見氏が、その報告書の価値を守るため、吉田証言を採用しないよう手紙を送ったのはそのためでした。（拙稿「『慰安婦』は商行為か?」『歴史地理教育』一九九七年一・二月）

右のクマラスワミ氏とは、一九九四年に国連人権委員会から「女性への暴力に関する特別報告者」として委託を受けた人で、彼女が調査して提出した報告書の中には、日本語訳にして二行あまり吉田清治氏の証言を紹介した箇所があり、右はそれについて触れたもの。吉見氏が、報告書の信頼性を確保する意味から「吉田氏に関連する部分は必ず削除することをお勧めします」との手紙を、一九九六年に彼女へ送って（『R・クマラスワミ報告書』<日本の戦争責任資料センター刊>の「解説」に引用）いたのであった。

これに対しクマラスワミ氏自身は、国連人権委員会へ提出した報告書から吉田氏の箇所を削除はしなかったものの、今年九月、共同通信に対して「元慰安婦への聞き取り調査などを踏まえ」報告書を作成したので、内容についての「修正は必要ない」との考えを示した（共同通信九月四日配信）。

ちなみにいうなら、私たちが吉田氏と会った二ヶ月後の一九九三年八月に公表された「河野談話」も、事前の調査において日本政府の関係者が吉田氏から聞き取りをした。しかし、信用性が低かったことから、河野談話へは反映されなかった。このことは、今年一〇月三日の衆議院予算委員会で、菅官房長官もそのように回答している（辻元清美議員による質問に答えて）。

吉田氏の証言に依拠しない、という考えは、すでに一九九〇年代半ばまでに、この問題を研究してきた者たちにとっては、もう一般化していたのである。ただし、当時は、誰も「虚偽」とまで書く人はいなかった。右の秦氏も、右の記事のなかで、「虚構らしいことを確認」した、だが「濟州島での事件が無根だとしても、吉田式の慰安婦^{がり}狩がなかった証明にはならない」としていたのであった。

吉田氏はどのように私たちに語ったのか？

吉田清治氏から私たちが聞き取りをしたのは、一九九三年五月二四日、千葉県我孫子市にある喫茶店ポエムにおいであつた。同行したのは、私と吉見義明氏、さらにジャーナリストの川瀬俊治氏の三人であつた。このとき彼と会ったきっかけは、前年に私が事務局長をつとめる大阪の集会に彼を招き、秦氏の批判に答えるよう要請したにもかかわらず、それについて何も語らなかつたので、改めて質そうとしたのであつた。録音テープには周囲の雑音が入り、聞き取りにくかつたが、その内容は次のようなものである。

会話の冒頭で吉田氏が語った「時と場所が異なる事件を、出版社の要請に応じて一つに

まとめたことを話してくれた」とした部分は、残念ながら、テープ録音自体が会話の途中から始まったため、欠けていた。しかし、彼がその「脚色」をした理由について次のように説明し、女性たちを連行した体験については、山口県湯田温泉で旧交を温めた部下たちを中心に、少なくとも「数人」の協力を得て入手したことが述べられている（聞き取り不能の箇所は……で示した）。

上杉：（前欠）……このあたりのなんと言いますか、吉田さんが、厳密な意味で自分が直接体験されたこと、それプラス（出版社にいわれて）色んな人達の聴き取りも合わせたりしておられるわけですね。そのあたりの区別をしていただければ——一番最初にですね——こちらとしてはあと、作業が進めやすいんですね。

吉田：その本（吉田『私の戦争犯罪』）の、ですね。

上杉：またもう一つ、これ（吉田『朝鮮人慰安婦と日本人』）もあるわけです。

吉田：わかりました……二〇年前ばかり前の話でしてね。日本の社会でそんなことが世間で一切忘れられているときで、在日朝鮮人・韓国人への差別について喋ったりなんかして、出版社が本を書けと……筑摩書房とか、新人物往来社もきたし、それからどっかの出版社も来たんですね。それで「ぜひ」とか言い出してですね、ええ。……六〇歳になって、もう子供たちも何とかなったから、個人的な生活面で勉強しようと思ったんですね……

そういう環境の時に書き始めて、それで、昔の連中が東京・横浜、何人もたくさんいましたからね。総督府の色んな連中とか、内務省とか、まあ色んな連中が、けっこう戦後、現役で各界におるわけですね。そういう連中、それから旧部下たちが、あの山口県の湯田温泉に年に一回ずつ（吉田が）行ってたら、四、五日滞在すると、次から次に皆が集まって……旧部下たちが、二〇年前だから、やはり皆懐かしいわけですよ……年寄りが同窓会みたいにして集まって……。

上杉：労務報国会の同窓会ですか。

吉田：労務報国会というより、その（徴用）業務をやった連中ですね。総督府とか警察とか、それからいろんな炭鉱関係で人事の責任者とか、軍需工場のそういう人事担当の連中ですね、山口県から大阪府、いろんなところにいますね。

ところがこの連中が当時恐れたのは……満州から引き揚げるとき……日本人はもう大変だったんですね。一年ばかりの間に、それこそ野宿しながら逃げ回って、家族も虐殺にあったりしてるわけですよ。北朝鮮で警察官だった者は、みんな自分の任地からどこか他に行ってます。終戦と同時に逃げて。

ところが警察署長とか逃げられないですね、家族も。ひどい例は、警察署長を素っ裸にしてですね、縄で一糸まとわぬ姿で、街中繰り出したり、そして警察官を見つけると、まあ半殺しにするかなんかして、ソ連の軍の方に引き渡して、真っ先にシベリア行きですね……そのとき警察官だったということは、顔も売れてますから……。

そういう目に遭ってるから、私の関係した連中は、山口県に（逃げ）達している連中は、朝鮮人徴用に、ちょっとでも関わったということはね、死ぬまで喋らない。

一同：ああー。

吉田：これは嚴重なものですよ。だって……戦後もう二〇年以上経っているんですよ、

そのとき。みんな子どもやなんかちゃんと山口県で育てて、きちんと事業をやったり、なんかまあ社会基盤も持ってて……。

……山口県にはやはり朝鮮人がいる、その怖さ、その怖さで誰も証言しない。だからマスコミが、もと労務報国会の関係者を、なんぼ山口県中の地元新聞が徹底的に調査しても、誰も「いや関係ない」「そんな仕事してなかった」、全部隠蔽してるんですよ。その頃この本を（私が）出す。だから、推定できる書き方はできないわけです。これはあの人のことだと、わかるように書けないですよ。そういう態度がまず必要なんです、基本的に。

今ならですね、「なぜ事実を書かないか」（と言われますけどね）、事実が書けるわけがない……調べたら、あそこのおじいちゃんだった、すぐ特定できるんですよ、経歴調べたりなんかすればね。だから絶対に秘密にして本を出すために、そうして脚色しなけりゃならなかった、ということなんですよ……。

……徴用に関わるもの……そういう連中が（湯田温泉で）、自然に、定期的に会ってたから、それで本を書くと言って、二、三年ぐらい皆と共同で記録残そうじゃないかと（私が）言ったのに対して、自分たちの名前から（何から）一切わからんようにしろ、その代りそれは協力する、と言って数人の者が、色んな名目なんかで手紙を書いてくれたり一何回もですね、そういう連中が今生きてる。それを証人で出せないんですよ。

川瀬：それはもちろん、そうですね。

私は、研究室を尋ねてきた朝日の記者さんたちに、さらに一九九七年一月に「朝まで生テレビ」で秦氏を含めて右派と「慰安婦」問題をめぐって論戦したとき、議論で追い詰められた彼らが、突如として全員でいっせいに吉田清治氏の本を掲げ、「嘘の本」と合唱し始める異様な光景を見る体験をしたこと、それについて次のように本誌に書いたことも付け加えた。

吉田氏の証言について私たちに責任のあることではないが、今後も向こう（右派）の突きやすい点として(中略)注意していただきたいものだ。(中略)これから彼らがどのような出方をするか注意深く観察する必要がある。その点でいえば、吉田清治証言批判は今後も続けられると考えて準備しておいたほうがよいと思われる。その批判は三方向—韓国政府と朝日新聞、そして今だに市民運動の中に残っている吉田証言への依存状態—への弾丸になりうるからだ。韓国政府はクマラスワミ報告以来変化しているので心配ないが、『朝日新聞』と市民運動には、早急な転換をお願いしたい。（拙稿「『記憶の暗殺者たち』と討論して」『季刊戦争責任研究』一九九七年三月一五日）

幸い朝日新聞は、右の文章を発表した直後、一九九七年三月三十一日に特集記事を組み、これまでの姿勢を転換し、吉田証言について「真偽は確認できない」と書いた。「その後、朝日新聞は吉田証言を取り上げていない」（朝日新聞、本年八月五日）とのことである。ならば、少なくとも朝日新聞においても「吉田問題」は「終わった」問題ではなかったか。

今回、朝日新聞は何を間違えたのか

ところが、私を訪れた若い記者たちは、そのとき二人とも、朝日新聞が一九九七年以来「吉田証言を取り上げていない」事実を知らなかった。その後も書き続けたことが「問題」とも発言した。

彼らによると、八月の特集記事の企画については、社の上層部から指示されたらしく、今もアメリカで「慰安婦」とされた少女像などが問題になるとき、国際舞台で吉田証言がまだ生きていて、そのたびに朝日新聞への批判が出される、その責任論議を取りはらいたい、という意味のことを述べた。今後も「慰安婦」問題を前向きに取り組むためにこそ、吉田証言の問題にケリをつけておきたいとも、繰り返し語った。そして吉田氏の右のテープの提供を求められたのだった。

だが、私にとっては強い疑問が残った。それは朝日新聞にとって「責任論議を取りはらう」記事の内容が、いったいどんなものか、わからなかったからだ。

私たち歴史や事実を研究する者にとって、資料や証言というものは研究の基礎である。、ただ、頭からそれを信じることもしないが、あらかじめ否定もしない。「事実は小説より奇なり」とすることも多々あるからだ。したがって、まず私たちの作業の第一は、資料や証言の全てを総合することから始める。疑わしい場合、まずは、それで全体と矛盾が生じないかを検討する。そしてつじつまが合う場合は、全否定しないで放置しておく。いずれそれが真実であることを裏づける証拠が出てくる場合もあるからだ。もちろん、否定する根拠が出てくればそのとき全否定する。

しかし、吉田氏が自らの証言について、いくつかの体験を編集し、脚色したと言っているのであるから、とくに脚色部分や接合部分には誤りも起こるだろうが、構成をなす部分々々には真実の可能性が残されている。ならば、全体としては、真偽の判断をペンディングしておくしかない、というのが私の研究者として姿勢であった。つまり、今は「嘘」とまでは全否定できないので、どちらかに決する新たな事実が出てくるまで待つしかない、という結論であった。それは今も変わっていない。

そこで、記者さんには、事前に記事を見せてくれることを条件に、右のテープ起こしを提供することにした。ところが、私へ送ってきたのは予定記事のごく一部にすぎず、全体は読ませられないという。右の吉田氏のテープ起こしの解説部分には、「今回の再取材で、吉田氏が自らの証言の核心を否定する趣旨の発言を収めた録音テープを確認した」と書き、その上で、吉見氏や私とそのテープを提供した、と紹介するというのである。

読者の方々も、すでにおわかりのように、吉田氏は「自らの証言の核心を否定」などしていなかった。むしろ、一つ一つの部分は真実であり、それをもとに構成した、と言っているのだ。時と場所を変えて組み合わせ、一つの物語にしたというにすぎない。

右の記事の草稿を読むかぎり、今回の特集記事全体の趣旨は、おそらく吉田証言を全否定するものになると私は判断し、証言テープの提供を拒否することを決め、吉見氏と川瀬氏の同意を得た。右のような「解説」は、吉田氏の意向を無視するものであり、発言の歪曲だからである。

朝日の特集記事全体に対する右の私の推測は、結果として明瞭に現れていた。吉田証言を取り上げる欄の見出しでは「『済州島で連行』証言／裏付け得られず虚偽と判断」と、明瞭に「虚偽」としていた。朝日新聞は一九九七年当時、「真偽は確認できない」として

いたのである。以後何があったというのか。

同記事によると、このたびの特集記事のため、朝日の記者は濟州島へ赴いて約四〇人から話を聞いたが、「吉田氏の記述を裏付ける証言は得られなかった」と書いている。また証言にある工場の「かやぶき」の屋根が「トタンぶきとかわらぶきだった」、あるいは吉田氏が「強制連行した四三年五月当時、濟州島は『陸軍部隊本部』が『軍政を敷いていた』」としているが、「陸軍の大部隊が終結するのは四五年四月以降」であり、事実とは考えられない、などの理由により「虚偽だと判断し、記事を取り消します」としているにすぎない。

だが、時と場所を変えて吉田氏が本を書いたとしたら、それは他の場所で一九四五年に行われたことかもしれないし、そこには「かやぶきの屋根」があったかもしれない。彼の証言を「虚偽」とまで判断することは、先に引用した箇所でも秦氏さえ、慎重に留保していたのではなかったか。それが事実に対する真摯な態度というものである。朝日はなぜ「虚偽」とまで言い切ったのか。

私は、ここに右派の攻撃におびえる朝日上層部の意向を感じざるを得ない。自らへの批判をかわすため、吉田証言を全否定すればよい。そうすれば、きれいさっぱりその立場から逃れられる、と思い込んだのではないだろうか。おのれ可愛さの余り、自分一人の利益のために「慰安婦」問題で妥協し、後退に後退を重ねつつある。それが自らの支持者のみならず、自分自身への再攻撃として跳ね返ってくることで考えなかった、と考えるしかないだろう。

右派と論争してきた私の体験からすると、彼らは後ろを見せた者を見るとき、まるで犬のように追い回す「習性」がある。暴力団もそうだが、震えている相手ならば、さらにたたみかけるように攻撃し、恐怖感を与える。そうすれば「二度とかかってこない」と考えている。周囲に対してそれは「みせしめ」でもある。そして、一つの「誤り」を認めれば、次は「全てが誤り」へと拡大させるのが常である。「朝まで生テレビ」で彼らの手口を知っていた私は、八月に朝日の記事を読んだあと、右派のキャンペーンを招くことを危惧し、不安を感じた。

不安は的中した。直後から巨大な反朝日宣伝が行われはじめた。テレビ、週刊誌、月刊誌など、連日のように吉田証言を取り上げ朝日叩きが繰り返され、今も続いている。それは、今年春から、朝日新聞が、集团的自衛権の行使を容認する閣議決定に対し、大きく紙面を割いて反対の論調を展開してきたことと無縁ではないだろう。読売新聞は、ここぞとばかり、部数拡大のために朝日批判の本（読売新聞編集局『徹底検証・朝日「慰安婦」報道』中公新書ラクレ）を刊行、さらにパンフレット（読売新聞社『朝日「慰安婦」報道は何が問題なのか』、B5版総カラー、二〇ページ）を全国のマンションのポストなどへ投入、朝日から読売への「購読切り替え」を戸別訪問で働きかけている。地方議会では、かつて「慰安婦」問題について積極的な取り組みを政府へ求めた自治体において、見直し決議が進められている。

朝日新聞は、どこで間違えたのだろうか。おそらく「こんな筈ではなかった」と、あの記事に関わった全ての関係者が今、ホゾを噛んでいることだろう。朝日の誤算の原因は、「右派の批判・攻撃におびえ」「自分一人のことしか考えず」「後退に後退を重ねた」ことに加え、「慰安婦」問題全体の利害を考慮することなく、無原則な後退を重ねたことに原

因がある。

「無原則な後退を重ねた」朝日の特集

「それはあまりにも厳しすぎる言い方ではないか」「特集記事の八月五日の第一面に『私たちはこれからも変わらない姿勢でこの問題を報じ続けていきます』と、編集担当者が代表して表明しているではないか」という反論もあるかもしれない。だが、朝日の特集記事を、もういちど厳密に読んでほしい。吉田清治証言を「虚偽」とまで書いた以上の問題が、そこに書かれている。

(河野談話の前に) 日本政府が行った調査では、朝鮮半島では軍の意思で組織的に有形力の行使が行われるといった「狭い意味の強制連行」は確認されなかったといい、談話は「強制連行」ではなく、戦場の慰安所で自由意思を奪われた「強制」性を問題とした。

(中略)

日本軍などが慰安婦を直接連行したことを示す公的文書が見つからないことを根拠に、「強制連行はなかった」として、国の責任が全くなかったかのような主張を一部の政治家や識者が繰り返してきた。

朝鮮など各地で慰安婦がどのように集められたかについては、今後も研究を続ける必要がある。だが、問題の本質は、軍の関与がなければ成立しなかった慰安所で女性が自由を奪われ、尊厳を傷つけられたことにある。

読者のみなさまへ

日本の植民地だった朝鮮や台湾では、軍の意向を受けた業者が「良い仕事がある」などとだまして多くの女性を集めることができ、軍などが組織的に人さらいのように連行した資料は見つかりません。一方、インドネシアなど日本軍の占領下にあった地域では、軍が現地の女性を無理やり連行したことを示す資料が確認されています。共通するのは、女性たちが本人の意に反して慰安婦にされる強制性があったことです。(朝日新聞二〇一四年八月五日朝刊)

これは、先に取り上げた小見出しでくくられた文章の前、つまり特集全体の第一章にあたり、「強制連行／自由を奪われた強制性あった」と小見出しされている結論部分である。

右の記事の特徴は、「慰安婦」の「連行形態」を問題とせず、「共通するのは」と「慰安婦」被害の本質を、慰安所の内部で女性が自由を奪われ、性的虐待を受けたことに限定したことである。つまり朝日新聞はこのたび、「強制連行」を問わないことにしたのであり、つづく欄で、先に紹介したのように、吉田証言が示した連行のあり方を「虚偽」と表明し、前後二つの章を一体のものとしたのだ。

朝日新聞が、慰安所の内部で行われた女性への凌辱に注目していることを、私は全面的に否定するものではない。その点に被害の核心があることは、朝日の若い記者さんたちへ私は何度も伝えた。そして、吉田清治証言にもし意義があるとするれば、それが発表された一九八〇年前後一まだ被害女性たちが名乗り出て証言していなかった時に一木剣などを使い女性を暴力的に連行する姿を通して性暴力を象徴したことであり、連れて行かれた先で

何が行われたかについて、想像力を喚起したからであった。

だが、一九九一年に韓国から金学順さんが名乗り出ると、またたく間にフィリピン、台湾、中国、オランダ、北朝鮮、在日、インドネシアへと名乗り出が広がった。やがて太平洋地域へと広がっていった。そして、慰安所の中で行われたおぞましい光景が、彼女たちの口を通して明らかにされ、白日のもとにさらされた。吉田証言が暗示していた男性による暴力が、繰り返し、繰り返し、性暴力となって女性たちを襲い続け、人々を蹂躪した姿を、私たちはあからさまに知らされることになった。

こうして、最大の人権侵害が行われた場所と、その光景を覆っていたベールが剥がれたことにより、人々の視点は、慰安所の内部へと注がれることになった。明るい陽光が、まるで月の姿をかき消すかのように、その連行に関わったという吉田氏の証言は、慰安所への入り口までの問題として、片隅に追いやられていった。彼の「証言」の「意味」は終えたのである。

そのとき逆に、秦郁彦氏が濟州島への調査を始めたのである。歴史上初の金学順さんによるカミングアウトから八ヶ月あまり後のことであった。秦氏は訪韓した動機を自ら述べてはいないが、結果として、「慰安婦」問題を連行の問題へと引き戻し、女性がどのような被害を受けたのか、その深刻な認識の拡大を阻止するために右派がこれを利用することが始まった。一点を突破し、あとは「慰安婦」問題を全面否定する「手段」として、これが使われはじめたのである。

しかし当時、そんな気分でいたのは、右派ばかりであったと思われる。すでに書いたように、河野談話は吉田証言を採用しなかったし、研究者間では、むしろ「慰安婦」問題の全体像一軍の関わり方、慰安所のシステム、アジア各地の実態解明—のなかに改めて徴集（連行）をどう位置づけるか、という関心へ移っていったと思われる。当センターの設立も、そうした流れの一環に位置づけられるし、歴史研究を深めていく作業を、新資料の多数の発掘が支えてくれた。

これを言い換えるならば、吉田清治証言の真偽は、「慰安婦」問題全体のごくごく一部となり、忘れられ始めたのであった。「慰安婦」被害の全体のなかで、徴集（連行）の被害は限定されたものであった。それを大きく見積もって約「半分」としても、暴力的に連行したのは、さらにその半分以下しか占めていなかった。むしろ「だまし」などによる強制連行の方が多かったことが、はっきりしてきたのである。

「だまし」も強制連行

「だまし」も強制連行であることは、「本人の意思に反して」連行をするのだから、あたりまえである。ただ、暴力を使ってするか、言葉を使ってするかの違いだけである。「だまし」は最初、被害者の意思とは異なるところへ連れて行くことを、嘘の言葉で隠している。被害者は、連行されたあと拘束され、連行の真の目的がはっきりした時点で、意に反した連行であったことを知らされるのである。

刑法によると、「だまし」による連行を「誘拐」、暴力的な連行を「略取」と呼ぶが、言葉に区別があるだけで、罪の重さに差はない(資料1)。もちろん、暴力をふるって相手を傷つければ「傷害」罪が加わる。しかし、たんに腕を引っ張るなど力づくで「連行」す

れば「略取」と呼ばれるだけで、「だまし」と同じ量刑である。どちらも、「本人の意思」というもっとも大切なものを踏みにじることに変わりないからである。

資料1 「刑法」 1908（明治41）年施行

第33章 略取及び誘拐の罪

（以下の

下線とゴチックは引用者による）

第224条「未成年者略取及び誘拐」

未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上5年以
下の懲役に処する。

第225条「営利目的等略取及び誘拐」

営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘

この点で、先に引用した朝日新聞の記事の後半に、「人さらい」という表現が出てくるのも奇妙だ。この言葉は、安倍総理もよく使う。暴力的連行を意味するというのが、この語は古くから、むしろ「だまし」で連れて

行くことに重点を置いて使われてきたし、少なくとも「だまし」を含む言葉である。私も幼いころ、親から「人さらいが来るよ」と、よく脅かされたものだが、そこに暴力の陰は感じられなかった。知らないおじさんから語りかけられ、お菓子など与えられて、そっと連れ去られるイメージがあった。

歴史的な用語法に詳しい『大辞林』（三省堂）は、これを「女性や子どもをだまして連れ去ること」と定義している。最大規模（一二巻）を誇る『日本国語大辞典』（小学館）も、「暴力で、または、だまして女性や子どもを連れ去ること。またその人」とし、両者を含む。朝日も安倍総理も、どうやら日本語と一緒に間違えているらしいのだ。

「慰安婦」問題においては、フィリピンのように、ほとんどが暴力的な連行という場合もあるが、他国でも「だまし」は多い。たしかに、ゲリラを含む軍同士が交戦する地域や、日本軍が占領した中国の一部やインドネシアなどの軍政地域にも、暴力的に連行する傾向はあった。だが、その場合も、軍があまり前面に出て女性を徴集すれば、反日感情を刺激するおそれがあり、「慰安婦」の制度は、直接に戦闘しない軍の兵^{へいたん}站部門（食料・弾薬などを補給する後方機関）に置かれていたこともあり、現地の民間人を使い徴集するケースが少なくない。まして、朝鮮や台湾などの植民地にあつては、行政機関や警察を動員するほうが、効率的でスムーズなため、彼らが前面に立てられた。

こうして、植民地での暴力的連行の実態は、朝日新聞も書いたように「一九人の聞き取り（から）四人」が訴えた程度の低い割合（約四分の一）とわかってきた。つまり、吉田証言が対象とした問題の範囲とは、ざっと概念的にまとめれば、「徴集時の被害」か「慰安所内部での被害か」でいえば前半のことであり、さらに、連行が「だまし」によるか「暴力」によるかにでいえば、「暴力」は植民地下では四分の一程度にすぎなかった。とすれば、植民地化の連行を取り上げた吉田証言を含む領域は一かなり大雑把な把握だが一「慰安婦」問題全体の二分の一×四分の一＝八分の一程度の範囲にすぎない。

つまり右派がかつてすすめ、今またやっきに行っている反「慰安婦」キャンペーンは、その被害のうちのきわめて限られた部分を問題にしているのだ。しかも、濟州島という小

さな島の内部でどうだったか、ということにすぎない。ここにこだわるのは、「慰安婦」問題全体をなきものにしようというトリックであることがわかる。さらに日本語の用語法でいうなら、かなりの部分が「だまし」を含む「ひとさらい」によるものであり、安倍総理も朝日も右派も、これを暴力連行に理解するのは、「日本語を知らない仲間たち」というほかない。

視野の広さと事実への謙虚な姿勢、そして少しの日本語の知識さえあれば、人はこうした議論に説得されはしない。だが、財力と組織力（右翼的な宗教団体が数多く加わる「日本会議」などという組織をもち、財源も巨大）のもとで、「嘘であっても、百遍言って本当にする」努力が重ねられてきた。

あらためて「強制連行による被害」を考える

ただ私は、こうした愚かな論調に乗るつもりはないのだが、「慰安婦」被害の中心が慰安所の内部にあることを確認した上で、改めて、ここで徴集・連行の被害について書いてみたい。それは、私たち日本人がいま、この問題を通してならば、おぞましい「慰安婦」被害の深淵へと迫る入り口にすることができるかもしれない、と考えるからである。理由は、おいおい述べよう。

「徴集・連行の被害」と書いた。これが「慰安婦」問題にあって、慰安所内部の被害とは異なる、独立した被害の単位をなすものであったことから、まず確認しておきたい。それは、戦前の警察の動き、また裁判所の判決などが、明瞭に示している。

実は、慰安所が開設された当時、「慰安婦」への徴集を知った警察官が驚き、連行を犯罪として逮捕、取り締まったのである。すなわち、慰安所が最初につくられるのは、一九三二（昭和七）年一月、「第一次上海事変」が展開された中国においてであった（吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書）。その直後から、日本国内で女性たちを中国へ連行する者を逮捕した例がいくつも確認できる。知られている最も早い例は、同年三月から五月にかけて、長崎から上海へ一〇人の日本人が、一五人の日本人女性を「慰安婦」として強制連行した事件（A）である。

さらに、翌一九三三（昭和八）年三月に、未成年の女性を静岡県から旧「満州国に連行」した件（B）、五月にも同地から「連行」しようとして発覚し、警察に逮捕された件（C）、一九三六（昭和一一）年に佐賀県から、やはり未成年の女性を旧満州へ「連行」する途中、門司市で逮捕された件（D）、一九三八（昭和一三）年一月に、和歌山から上海へ「慰安婦」として連行しようとした三人の男の身柄を、婦女誘拐の疑いで警察が拘束した事件（E）などである。ただ、B・C・Dは「カフェーの女給」の名目で連行したものである（A～Dは『大審院刑事判例集』第一四・一六巻、Eは『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成①』龍溪書舎に所収）。

Aの事件は、警察による逮捕のあと長崎地裁判決—長崎控訴院（今の高裁）判決—大審院（今の最高裁）判決まで出されていて、その内容もほぼ明らかになっている（戸塚悦朗『龍谷法学』第三七巻所収論文）ので、この紹介から始めるのがわかりやすい。事件は一九三二（昭和七）年一月の上海事変直後に、できたばかりの上海の海軍指定慰安所へ、「醜

業（慰安所）に従事するものなることの（事）情を秘し、単に女給、または女中と欺罔（だま）し」、「収入は祝儀だけでも一ヶ月七、八十円に達し、一年ぐらいいおり家を造りたる人もある」と「勸説、誘惑し」、同年三月から五月にかけ、計五回に分けて女性たちを「上海に移送」したことをもって、「刑法二二六条」の第一項と第二項に該当する容疑で逮捕したのである。

この事件は、四年後の一九三六（昭和一一）年二月に長崎地裁で被害者たちを有罪と判決し、懲役三年六ヶ月から二年の実刑が七人、執行猶予に三人が処せられた。上級審では刑期の短縮はなされたが、控訴院では同年九月に、大審院では一九三七年三月五日に下級審の判決を支持し、有罪が確定した。事件発生から五年後のことであった。毎日新聞はこの判決を、戦後一九九七（平成九）年八月に、「慰安婦」問題に関係するとして大きく報じた。

ここに適用された法律が、刑法二二六条①②項なのであった。すでに資料1に、「略取」と「誘拐」にかかわる犯罪の条文の中心部分を掲載した。これを読んですぐわかるのは、「略取」と「誘拐」の罪の重さが同等であることに加え、下線で示したように、相手が「未成年者」から「営利、わいせつ、結婚（詐欺）」の目的へ、さらに「国外移送」の目的（二二六条）などになるにしたがい、しだいに罪が重くなることである。とくに二二六条にある「有期懲役」とは、前二条の「五年以下」「十年以下」などに対応した語で、「刑期」に上限は定めないものの「無期懲役」までではないことを意味する。つまり「有期懲役」とは、通常の上限が懲役二〇年、最長ならば三〇年まで可能となることを示していて、たいへん重いのである。

資料1は、今も生きている法律であり、この刑法は一九〇八（明治四一）年に制定されて以来、憲法のように戦後大幅に変えられず続いてきた。変わったところといえば、戦前は「帝国」とあったところが、戦後「国」となったことと、各条文の部分改訂である（第三三章も、二〇〇四年などに若干の改正がなされた一後述）。

Aの判決は、第三三章のなかでもっとも重い二二六条の①②項を適用し、主犯格の者たちには、厳しく懲役三年六ヶ月の実刑を課した。その理由について、大審院は判決のなかで、次のように説明している（引用にあたり現代表記にかえた）。

（被告側は）「当時上海は、わが帝国軍隊駐屯し、わが裁判権および警察権のおよびし場所、すなわち、わが主権の及べる場所なるをもつて、土地そのものは中華民国に属せるものなるべしといえども、かかる場所に人を移送するは、刑法二二六条に、いわゆる帝国外に移送するものといふべからざるものと信ず。はたしてしからば、原判決は不当に法律を適用したる違法あるものなり」というにあれども、誘拐罪につき刑法第二二六条に特別規定の設けられたる理由は、畢竟^{ひつきょう} 国情を異にし、帰還の容易ならざる他国に被誘拐者を移送し、または移送する目的とするがごときは、普通の誘拐行為に比し、情状軽からざるものあるによること勿論にして、その他国に帝国軍隊の駐屯すると否と、わが裁判権ならびに警察権の行なわると否とは、問うところにあらず）。

日本による軍事支配が始まっているとはいえ、当時、上海は他国であり、そこへ女性たちを送れば、帰国が困難になるなど、連行（このばあい誘拐）した被害も大きくなることを指摘したものである。

裁判所がこうした認識をもっていた背景には、明治初年以來の「からゆきさん」たちの被害体験があった。日本人女性たちを国外へ移送したとき、容易に帰国できないため、現地で女性たちへの支配力が強まり、さまざまな困難が生じたことを、一八九三（明治二六）年の外務省の訓令は、次のように伝えている。

近来、不良の徒各地を徘徊し、甘言を以て海外の事情に疎^{うと}き婦女子を誘惑し、遂に種々の方法に因りて海外に渡航せしめ、渡航の後、正業に就かしむることを爲さず、かえってこれを強迫して醜業を営ましめ(中略)これが爲に、海外において言うに忍びざるの困難に陥る婦女、追々増加し、在外公館において救護を勉むといえども、あるいは遠隔の地に在りて、その所在を知るに由^{よし}なく、困難に陥れる婦女も、また種々の障^{しょうがい}碍の爲にその事情を出訴すること能わざる者多し。よってこれら誘惑渡航の途を杜絶し、かつ婦女をしてみだりに渡航を企画せしめざるよう取計らうべし。（一八九三（明治二六）年二月三日、外務省訓令第一号）

当時の警察が「慰安婦」の連行を積極的に取り締まり、また裁判官も法の立法趣旨をよく理解して判決した理由も、こうした痛い記憶が、当時の日本にはある程度残っていたからである。したがって、その後も警察は自発的に海外への女性の連行を取り締まったのである（B～D）。

日本軍はどうやって刑事責任から逃れたのか

A事件への判決が大審院で一九三七年三月に出されて確定すると、軍の側は、これをどう乗り切るか、具体的な対応を迫られた。とくに日本軍「慰安婦」の徴集に、軍自ら手を下さない場合でも、略取・誘拐罪を適用される危険性が出てきたからである。

ただし、長崎地裁一大審院判決を読むかぎり、日本軍はここに直接顔を出していない。地裁判決は、民間人たちが「海軍指定慰安所なる名称の下に」営業しようと女性たちを徴集した、と記しているだけで、それ以上、裁判所は軍と民間人との関係を事件で問うてはいない。

ところが判決をよく読むと、右の連行で謀議のみに参加し、女性たちの移送を直接実行しなかった者を、地裁が共同正犯として最長の懲役刑に処したことに對し、被告側は控訴・上告をつづけており、これへの最終判断が大審院で下されたのであった。

これについて大審院は、謀議のみに参加し「実行行為に参加関与せざる者もまた、これにより自己の犯意を実現せる結果となる」以上「共同正犯」である、と判決した。となると、軍がこれ以降、「慰安婦」の徴集を民間人に対して命令や依頼したことがわかり、しかもそれが略取・誘拐罪にふれる場合、それも「謀議」への参加として、犯行者と一体の

犯罪者として刑事責任を問われる危険性がでてきたのである。裁判所は、こうして婉曲に「次は軍だよ」と警告を発したものとみなすこともできる。

また、右の判決と関連し、もう一つの難問が浮き上がっていた。それは、海外へ女性を送る場合、日本が一九一〇年、次のような国際条約を結んでいることが、改めて課題となってきたからである。軍の海外への侵攻による国際化の結果であった。

醜業を行わしむる爲の婦女売買禁止に関する国際条約

一九一〇年（明治四三年）五月四日パリに於て作成

第一条

何人たるを問わず、他人の情慾を満足せしむる爲、醜行を目的として未成年（満二一歳未満）の婦女を勧誘し、誘引し、または拐去（だまし連行）したる者は、本人の承諾を得たるときといえども、また右犯罪の構成要素たる各行爲が、異なりたる国にわたりて遂行せられたるときといえども、罰せらるへし。

第二条

何人たるを問わず、他人の情慾を満足せしむる爲、醜行を目的として詐欺に依り、または暴行、脅迫、権力濫用、その他一切の強制手段を以て成年の婦女を勧誘し、誘引し、または拐去したる者は、右犯罪の構成要素たる各行爲が、異なりたる国にわたりて遂行せられたるときといえども、罰せらるへし。

第三条

締約国は、現にその法制が、前二条に定むる犯罪を^{ぼうあつ}防遏する（ふせぐ）に充分ならざるときは、右犯罪をその軽重に従い処罰する爲、必要なる措置を執り、または右措置を各自の立法機関に提案すべきことを約す。

日本は、この国際条約に一九二五（大正一四）年に加入し、ただちに国内へ公布していた。右の条約に従えば、刑法二二六条を厳密に実施するしかなく、さらに未成年者の連行が問題となった先のB・C・Dのような件も、当時、国内で未成年としてきた二〇歳未満を基準に処置して来たことを改正し、満二一歳以上でなければ本人の意向を問わず海外へ渡航できないよう、取り締まりの対象を拡大する必要性が出てきたからである。

これらは、「慰安婦」制度の存続を脅かすものであった。一年ちかく日本政府は検討し、婦女を戦地へ渡航させ、制度を維持することは「必要やむをえざるもの」と最終判断し、しかし「婦女売買（条約）、略取・誘拐等の事実なきよう留意」するとして、次のような方針を「内務省警保局長」名で打ち出した（一九三八<昭和一三>二月）。一つには、国内から中国へ渡航する女性の年限を、無条件に満二一歳以上に限定し、それ以下については本人の同意の有無を問わず禁止したことである。さらに、成年の女性たちが「だまし」により連行されることを防ぐため、女性は醜業の経験者で、その目的のために海外へ行くことを親族からの承諾書もとらせて警察署に持参・出頭させ、渡航のための身分証明書を発給させるようにした。そして警察は、雇い主との契約関係などを点検することとした。

また、女性たちを募集・周旋する業者に対しては、軍と業者の関連を決して漏らさないよう取り締まることとし、さらに翌月、次のような命令書を、中国に展開していた日本軍

へ出した。「慰安婦」問題について少し知っている人なら一度は読んだことのあるかもしれない有名な命令書は、次のようなものであった。

副官より北支方面軍および中支派遣軍謀長宛通牒

支那事変（日中戦争）地における慰安所設置のため、内地においてこれが従業婦などを募集するにあたり、ことさらに軍部^(丁)諒解などの名義を利用し、ために軍の威信を傷つけ、かつ一般民の誤解を招くおそれあるもの、あるいは従軍記者、慰問者などを介して不統制に募集し、社会問題を惹起するおそれあるもの、あるいは募集に任ずる者の人選適切を欠き、ために募集の方法、誘拐に類し、警察当局に検挙、取り調べを受ける者あるなど、注意を要するもの少なからざるについては、将来、これらの募集などにあたりては、（中国への）派遣軍において統制し、これに任ずる人物の選定を周到、適切にし、その実施にあたりては、関係地方の憲兵および警察当局との連携を密にし、もって軍の威信保持上、ならびに社会問題上、遺漏なきよう配慮相成りたく、命により通牒す。

昭和一三年三月四日

なんとも率直な命令書ではある。やさしい表現に訳せば、ここには次のような内容が書かれている。中国との戦争において、これまで日本軍は慰安所へ女性を集めるため募集業者を「選定し」「任じ」てきたが、それを業者たちが「ことさら」軍の「了解を得ている」などと言って利用するものだから、軍の名誉を傷つけるし、誤解（？）も与えかねない。また従軍している記者や軍の慰問にやってきた者を通してまで不統制に女性を募集するものだから、社会問題にもなかねない。募集者の人選が不適切であったため、すでに誘拐罪に類するとして、逮捕や取り調べを受ける者まで出しており、注意を要することが多い。今後は注意して募集方法につき各軍はしっかり統制し、募集業者の選定をぬかりないようにし、具体的な実施にあたっては、関係する地方の憲兵(軍の警察)や一般の警察当局との連携を頻繁に行い、軍の威信を傷つけ、社会問題化させないように、細心の注意を払うことを命令する、とでも現代語訳できようか。

軍の威信を守り、社会問題化させないため、このとき国も軍も「慰安婦」制度をやめれば良かったのである。右の通牒は、南京事件の直後のことで、戦場で多数の強姦が行われたことがよく知られている。そのためにも、国も軍も、不統制な強姦を、慰安所の中での統制された性処理へと囲い込む必要があったのである。それを右にあるように「誤解」とする厚顔無恥な対応を行い、軍が警察や外務省と連携して社会問題化しないよう封じ込めたのである。

日本が果たすべき責任とは

だが、こうした統制下にあっても、日本人女性がだまされて連行されていた例が、軍医の書いた『漢口慰安所』に具体例を挙げて書かれている（拙著『脱ゴーマニズム宣言』東方出版、七二ページ）。そして、「醜業を行わしむる爲の婦女売買禁止に関する国際条約」

については、植民他である朝鮮・台湾などへの適用を日本政府は除外する、と宣言していたことを利用し（そうした宣言は可能だった）、一九三八（昭和一三）二月の内務省警保局長による通達で打ち出した通達も、右の「副官より北支方面軍および中支派遣軍参謀長宛通牒」に類するものも、植民地へは出さなかった。この二つの文書をよく読めば、すべて日本内地から連行する女性たちの徴集に限定されたものであることがわかる。

もちろん「刑法」は、第二二六条をふくめて植民他にも適用されていたから、警察が取り締まることは不可能ではなかった。しかし、日本国内に蓄積されてきた「からゆきさん」の痛ましい体験が朝鮮や台湾には存在せず、警察での摘発につながらなかった。そこへ「婦女売買禁止条約」が適用除外されたとき、右のような通達・通牒がなされることもなく、「慰安婦」の違法な募集は、いきおい植民地に集中することになった。これが、今も問われ続けている問題なのである。

そして、一九九三（平成五）年八月四日の河野官房長官談話は、「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに荷担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」と認定し、連行と慰安所の中の被害の双方を認めた。連行については、「本人たちの意思に反して集められた」と、その犯罪名を特定する直前にまで到達したのである。

ここで補足するならば、冒頭の朝日の特集記事が、「談話は『強制連行』ではなく、戦場の慰安所で自由意思を奪われた『強制』性（のみ）を問題とした」としていることに着目してほしい。ここで朝日新聞は、大きな誤りを犯しているのみならず、河野談話以下の立場へ墮ち、後退したことを示している。

また、「婦女売買禁止条約」について植民地化での適用除外を日本が宣言したことについて、国際法のより詳細な検討が、国連三大NGOのひとつ国際法律家委員会（ICJ）によりなされ、逆に日本軍が海外へ展開し、女性たちを自国の軍艦や旧満州鉄道などを利用し、また逆に日本国内へいったん彼女たちを輸送していたなどのことから、領土の一部と見なされる船や鉄道はもちろん、日本国内に入った場合は、適用除外の宣言が法的に有効にならないことが明らかになってきた（ICJ報告書『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』明石書店）。具体例を挙げるならば、かなりの例がこれに該当しよう。

とすると、刑法二二六条などについては時効が成立しているとはいえ、国際条約については時効がないため、「婦女売買禁止条約」は今も効力を発し得る。その場合、日本は同条約の遂行に関し、次のような条約を一九二五（大正一四）年に別に締結していることから、以下の履行義務が生じることになる。

婦人および児童の売買禁止に関する国際条約（一九二一年）

一九二一年（大正一〇年）九月三〇日「ジュネーヴ」において作成 一九二五年（大正一四年）日本国、批准公布

第一条（略）

第二条

締約国は、男女児童の売買に従事し、一九一〇年五月四日の条約第一条に規定するが如

き罪を犯す者を捜索し、かつこれを処罰するため、一切の措置を執ることを約す。

第三条

締約国は、一九一〇年五月四日の条約第一条および第二条に定めたる犯罪の未遂、および法規の範囲内において該犯罪の予備を処罰することを確保するため、必要なる手段を執ることを約す。

日本には、右の条約を遂行する義務が今も残されている。とすれば、この締約国の一つからであれその履行を請求されたとき、条約を実施してこなかった責任問われることになる。その際、右に記されている「捜査」や「処罰」などは、もはや犯罪者が高齢化や死亡して手遅れであり、実現不可能である。となると、この条約の実行を怠ってきたこれまでの責任を解除するため、日本には賠償をはじめとするさまざまな義務が新たに生じることになる。

それは、日本が自発的に行う性質のものであり、それによりはじめて責任が解除される性格のものである。したがってこれは、互いの国の財産上の処理を決めた日韓請求権協定で取り交わした「完全かつ最終的に」解決した財産権とは性質が異なり、条約の枠外での処置が可能であるし、かつ必要なものである（前出の I C J 報告書）。国際法的には、こうした法理のもとで「慰安婦」問題を解決する道筋が存在している。来年二〇一五年は、日韓条約が締結されて五〇年となる。これを機に、解決への動きが加速することを期待したい。

「拉致事件」としての「慰安婦」連行

「慰安婦」とされた女性たちの連行時の被害について述べてきたが、これに関連して多くの日本人に知り、考えていただきたいことがある。それは拉致問題についてである。『慰安婦』問題と『拉致問題』に、いったいどんな関係があるというのか？といぶかしく思われる方も多いかと思う。だが、両者は同じ犯罪であり、ともに刑法第三三章「略取および誘拐の罪」だからである。もちろん第二二六条は大いに関わる。「慰安婦」被害にとっての半分が、同法と関係することを、これまで詳しく述べてきたが、「拉致問題」も、やはり半分が、同法違反なのである。

拉致事件が刑法第二二六条に関係することは、すでに拙稿「『強制連行』と『拉致』の概念をめぐって」（本誌第五五号、二〇〇七年春季号）で書いた。たとえば、いま政府が

拉致被害者と認定している原^{ただあき}勲さんの拉致に関わった人物を、大阪の地方議員団体が二〇〇四年、だまされて連行されたと、府警へ刑法二二六条にもとづいて告発状を提出したところ、これが受理されたことを、私はあるきっかけから知った。

同じく拉致被害者とされている田中実さんについても、警察庁が「複数の証言等から、同人が甘言に乗せられて北朝鮮へ送り込まれた」供述・証拠等を新たに入手したため、拉致と認定したとする同庁発表の文書を入手した。さらに有本恵子さんについても、デンマークのコペンハーゲンで、「よど号」ハイジャック犯の安部公博容疑者から「北朝鮮に市場調査の仕事があるから行かないか」「滞在費用や食費はただ」と誘われ訪朝したとの証

言から、日本政府は拉致被害者と認定したことが判明した。この三人はいずれも、「だまし」「誘拐」による国外移送の罪である。

そこでこの度、すべての拉致被害者について、日本政府がいかなる法的条項にもとづいて「犯罪」と認定しているかを調べてみた。まず、国会議員・神本美恵子事務所から、次のような質問を提出してもらった（二〇一四年七月四日）。

現在、日本政府（内閣府）は一七人を拉致被害者と認定している（<http://www.rachi.go.jp/>）わけですが、各人の被害事実については、たとえば右のHPの4番目にある田中実さんの場合、警察庁は添付ファイルのような文書を別に公表しているようです（<http://www.chosa-kai.jp/shiryou/050425.pdf>）。

つまり、内閣府(官房)は、右のようなHPを作成するに当たり、田中実さんについてと同様の方法で事実認定を警察庁を通して行っていると考えられますので、その警察庁の文書を、残る一六人分についても開示させていただきたいのです。

これに対する警察庁からの回答は、田中実さんのような資料は以前あったが、保存期間を過ぎていたので、今は渡せるものはない、として19人分の資料が提示された（表には一九人いるが、うち二人は在日朝鮮人であるため、日本人被害者は一七人となる）。しかし、一人ひとりの具体的な犯罪事実についてはあいまいで、十分に示されていないため、改めて次のような質問をおこなった。

（訳注）英訳では警察庁から提出された北朝鮮による拉致容疑事案（13件19人）については省略する。

「5 北朝鮮による拉致容疑事案（ $\frac{3}{1}$ 件 $\frac{9}{1}$ 人）」への質問（7/7）

（1） $\frac{3}{1}$ 件すべてを刑法第二二六条違反（国外移送目的略取及び誘拐）の容疑と考えると良いでしょうか？

（2）ただし、犯罪としての実行行為が具体的に述べられているのは2, 5, $\frac{2}{1}$ であり、「拉致」と抽象的に書かれている1, 6, 7, 8, $\frac{0}{1}$ の事案についても、実行行為を簡潔でよいですから明らかにしていただきたい。

（3）「消息を絶った」とのみ書かれ、「拉致」ともされていない3, 4, 9, $\frac{1}{1}$, $\frac{3}{1}$ の事案についても、犯罪としての実行行為を、簡潔に明らかにしていただきたい。

（4）「刑法第二二六条」は平成 $\frac{6}{1}$ 年に改正され、いずれの国からの国外移送目的略取なども犯罪として罰されるようになりました。しかしそれまで同法は、犯罪対象を、日本国内から国外へ移送する場合のみに限っていました。とすると、現在の法を $\frac{1}{1}$, $\frac{3}{1}$ の事案にあてはめることは事後法となり、適用は困難とも考えられますが、この点についてどう判断しておられますか。

警察庁連絡室御中

なお、右の（３）の質問は、二〇〇四年一二月の衆議院における拉致問題特別委員会において、法務省が有本恵子さんのケースについて、刑法二二六条は「外国にいる日本人に対してその国外へと連れ出す場合には適用できない」と答弁したことを受け、資料１にある「日本国」を「所在国」へと改訂したことを指している。罪刑法定主義からみると、犯罪の後に制定された法律に基づいて処罰はできないため質したものである。これらへの詳細な回答が寄せられた。

（訳注）英訳ではこの回答を省略するが、一部の事案については適用法の回答が保留されているが、多くの事案に刑法 226 条が適用されていることが示されている。

なお右の（４）の質問に対しては、二〇〇四年の改正以前の法（具体的には一九九五<平成七>年の法改正にまでさかのぼって）適用していることを明らかにした。

再質問への回答に対し、私から改めて次のような質問を警察庁連絡室に行った。それは拉致問題全体に刑法第三三章が適用されているかを問うものであった。

7月8日付「再質問に対する回答について」ありがとうございました。

「北朝鮮による拉致容疑事案」のうち現在明らかにできる適用罪名は、すべて平成7年法律第¹/₉号による改正前の刑法（旧刑法）によるものであり、事後法でないことがよくわかりました。

ただ、「1 質問1～3に対する回答」の5番目に、3, 4, 5, 6, 9の事案について、「いずれも拉致容疑事案として捜査中ですが、現時点では適用罪名を明らかにすることはできません」とあります。

これは、①「拉致」事案ではあるけれども「刑法第33章 略取および誘拐の罪」（第2～2条）以外の罪名であり、今は明らかにできない、という意味なのでしょうか、それとも②「刑法第³/₃章」の範囲の罪名ではあるが、具体的な罪名を今明らかにできない、という意味なのでしょうか。

前者①の場合は、そもそも「拉致」事案でなくなると思われまますので、あり得ないことと思われ、ご回答に書いておられる真意は、後者②であると思われまます、念のためご回答いただければ幸いです。 以上

以上の質問への警察庁からの回答は、電話で直ちに議員事務所へ寄せられ、②という返答であった。これらにより、「慰安婦」の連行と「拉致事件」による連行は、ともに刑法第三三章に基づくものであり、法的に同じ内容であることが判明した。

蓮池薫さんの場合

三人の拉致被害者が「だまし」によることは先に紹介したが、ここでも、すべての拉致が「だまし」によるものではない。蓮池薫さんは『夢奪われても一拉致と人生』（PHP研究所）のなかに、自分がふるさとの新潟県柏崎市の海岸で、交際していた佑木子さんと

ともに拉致されたときの状況を記している。

最初から私を、狙ってやったのではないだろう、とは思いますが。(中略)
海岸を歩きながら話をしていたら、四人ぐらいの人たちが歩調を合わせるように、スピードを合わせてついてくるような感じがしました。直接見たわけではありませんが、あれ？とは思っていました。(中略)適当な場所に座って話をしていると、突然、一人が私のところに来て、タバコの火を貸してくれと言ってきました。注意を引きつけておくための、おとりだったのでしょう。

その間に後ろから残りの人が接近し、見たら屈強な、筋骨隆々のいわゆる戦闘員という人たちが、我々に忍び寄っていたわけです。タバコの火がどうのこうのとやっているその瞬間に後ろから殴られました。

頭上からガツンと。私は力がそんなに弱いほうじゃなかったのですが、二人がかりで押さえ込まれ、海岸線から土手のほうに引っ張られて、無理やり袋に入れられました。

そこでしばらく船がくるのを待っていました。(中略)やがてエンジンのついたゴムボートが来て、袋に入れられたまま乗せられ、沖に向かってスーッと走り始めました。その間、押さえ込まれてから一時間以内の出来事です。

声は出せない状態で、下手な日本語で「声を出すな」と命令され、気持ちは動揺し、完全にパニック状態でした。

息苦しいことを向こうはわかっていたんでしょう、首から上だけ袋から出されていました。(中略)

そのあとゴムボートから工作船の甲板に、袋のままドスンと下ろされて、船室に入れられました。そこで、腫れた目が化膿しないようにと多少の治療をされて、薬を飲まされました。

そんな危機迫る状況の中でも、人間は不思議で、船酔いするものなんですね。というのも、家を出る前にね祖母が作ってくれたインスタントラーメンを、若いですから二つ食べて出かけたんですが、そういったものを一切合財、はき出してしまいました。

この事態は、法的には完全な「略取」であり、朝鮮船籍である工作船へ移送された段階で、刑法第二二六条第②項「略取された者を日本国外に移送した罪」、またその前に「傷害罪」も成立している。

このあと蓮池さんは二日ほどかけて北朝鮮の^{チョンジン}清津の港へ送られ、招待所での生活が始まる。最初は「帰せ」と抗議するが、自分たちの行為を完全に正しいと思い込んでいる人々に囲まれて、帰れないことがわかり、やがて「脱力感というか、虚無感押し寄せてきた」という。おそらく鬱の状態が生まれていたと思われる。しかし、なぜ拉致されたのか、その目的を知りたい、生きるためには情報が欲しいと、言葉の勉強を始めたという。

そうした語学力を買われて、北朝鮮で蓮池さんは「日本の新聞や雑誌の情報を朝鮮語に翻訳する仕事をさせられた」という。ここが「慰安婦」という性奴隷との違いであり、異なる犯罪を構成する領域となる。ただ、どちらも、拘束下の強制労働であることに違いはなく、同じ奴隷状態である。しかも蓮池さんの場合は、二四年間におよんだ。

横田めぐみさんの場合

めぐみさんが拉致された状況は、本人が帰国していないので詳しくわからない。だが、北朝鮮の特殊工作員である安明進が、一九九三年九月に韓国へ亡命し、やがてその供述のなかから判明した点がある。

彼は、一九八八年一〇月に金正日政治軍事大学で、拉致されてきためぐみさんたち何人かの女性たちが、工作員の指導教官となった姿を見ている。丁という朝鮮人の指導教官から、めぐみさんを拉致した状況を聞かされたという。彼女が失踪したのは一九七七（昭和五二）年一月のことだから、すでに一年が経過していた時点である。その時彼が聞いた話を、安明進『北朝鮮拉致工作員』（徳間書店）から引用しよう。

一九七〇年代の中頃、丁教官ら工作員三名が新潟の海岸に侵入した。彼らは日本で活動する工作員との接触を終え、北朝鮮へ戻ろうとしていた。

彼らが侵入路と決めた地域は、海岸から少し離れた人けの少ない地域だったという。海岸から少し離れたその場所で、丁教官と一人の工作員は無線を通じて小型船（侵入船）到着の連絡が入るのを待っており、もう一人の工作員（組長）は海岸に近いところで待機していた。（中略）

その時、日本人女性が自分たちと一定の距離を歩いているのに気づいたという。なるべく他人の目に触れないことが鉄則である彼らに、これはある種の警戒心を起こさせた。さらに不安だったのは、自分たちが小型無線機を手を持ってひそひそと何事かささやいている姿を彼女に見られたことだった。（中略）彼らは心配した。まして、これからもこの地域に再び侵入することがあるだろうから、ひょっとして彼女が警察に届け出たりしたら、自分たちの侵入路が発覚してしまうかもしれない。実際、その日本人女性も自分たちのことが気になったのか、通り過ぎる時に何回かちらちらと振り向いていたという。

だから彼ら二人は組長の許可なしに、とっさの判断で彼女を拉致したのだと丁教官は私たちに話してくれた。その時の拉致方法に関しては具体的に説明してくれなかった。（中略）

丁教官は、彼女の口を完全に塞いで声を出せないようにして、海岸へ降りていったという。（中略）

しばらくすると、小型船（侵入船）が海岸に到着し、三人は、彼女を乗せて離れたところに待機していた母船へ向かった。母船に着いてからようやく彼女が大人ではなく、まだ少女であることを確認したという。（中略）ところが船に乗せると彼女が余りにも騒がしく泣き叫び抵抗するので、彼らはたまらず船倉に閉じ込めて清津まで帰還したという。

船倉でも少女はずっと「お母さん、お母さん」と叫んでおり、出入口や壁などをあちこち引っかいたので、着いてみたら彼女の手は爪が剥がれそうになって血だらけだったという。（中略）

まだ両親のぬくもりが恋しい少女を拉致してきたことに対し、罪悪感をまったく覚え

なかったわけではないと告白した。この言葉は丁教官の本心から出た言葉だったように思う。(中略)

あとになって聞いた話だが、三号庁舎（朝鮮労働党の工作部署）で彼女は「一生懸命、朝鮮語を覚えれば日本に帰してあげる」と言われ、熱心に朝鮮語を勉強することになったという。しかし、何年たっても帰してもらえないので、ついに彼女は鬱状態に陥り、入院までしたことがあったらしい。

当時は、日本のせいで分断された祖国を統一するためには、日本人の犠牲は当然だとみなが思っていた。今思えば、あまりにも自分勝手な考え方だが……(中略)

明るく笑う彼女の顔が思い出されるたびに、私は拉致行為がどんなに非人間的な行為なのか、改めて感じる。

連行の様子は具体的ではないが、口を完全に塞いでいたということは、身動きできなくしていたということでもあり、彼女も法的には「略取」された被害者ということになる。そのあと、工作員の教育に当たられたという。これも強制労働であるため、鬱病となり、入院するまでになったわけであろう。

おわりに

二件の強制連行事件を紹介してきたが、これ以外にも曾我ひとみさんとお母さんのミヨシさんは、袋に入れられ連行されていることから「略取」と断定してよいだろう。松本京子さんも、サンダルが片方現場に残されていたことから「略取」の可能性はある。いっぽう石岡亨さん、松本薫さんは、よど号事件の関係者から「共産圏を旅しないか」と「だまし」て拉致されており（警視庁ホームページ）、久米裕さんも「宇出津海岸に連れ出し」（先の警察庁「北朝鮮による拉致容疑事案」）とあるので「だまし」が絡む可能性がある。

とすると、現在認定されている一七人の拉致被害者のうち六人が「略取」ないしその可能性、六人には「誘拐」ないしその可能性がある。「慰安婦」問題と同じ傾向がここにも表れている。「慰安婦」とともに「拉致」についても、「略取」か「誘拐」かを問うことに意味はないだろう。いずれの場合も、北朝鮮において長期の拘束を受ける入り口となった強制連行であり、初期に連行された久米さん、松本さん、横田さんたちは、一九七七年に拉致されてから、まもなく三七年になろうとしている。

この方たちが今も生存していることを、私は祈らずにいられない。拉致を反省し始めた安明進とともに、北朝鮮がその犯罪を悔い、一日も早く被害者たち全員を、残らず帰還させることを心から願う。それとともに、「慰安婦」をはじめとする日本による強制連行いや、「拉致」と呼ぶ方が私たちにとって実感がこもるのであれば、この言葉を使うべきだろう—拉致された朝鮮の若い女性たちの苦しみに、改めて思いを馳せるべきと思う。

二つの被害には、誘拐・略取、さらには国外移送という共通の犯罪が含まれていた。両者は共に協力し歩むべきであって、「強制連行！」「拉致！」と、互いに言い合っている問題は解決が進まない。そのことを長い間、私は考えてきた。双方の被害に共通する側面があることを知れば、互いの問題解決につながるのではないか—朝日新聞の「誤報」問

題に発した今の騒々しさの中ではあるが、もしかして、「強制連行」の問題を深め、「拉致」と結びつける思考法が生まれるになれば、そこから新しい解決の道が見えるかもしれない、という期待を抱きつつ、この小稿を書いた。とはいえ、双方からの拒否反応が出ることは予想している。ご批判は甘んじて受けたいと思う。